

I C T 活用工事(I C T 舗装工(路盤))に関する特記仕様書【発注者指定型】

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、3次元データを活用する「I C T 活用工事(I C T 舗装工(路盤))」(以下、「I C T 舗装工(路盤)」という)である。

第1 I C T 活用工事の推進を図るための措置

1-1 I C T 舗装工(路盤)とは、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑥)において I C T を活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～2)に示す技術(I C T 建設機械)により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール(モーターグレーダ)技術
- 2) 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)技術

④ 3次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、I C T を活用して施工管理を実施する。

＜出来形管理＞

下記1)～2)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術
- 2) その他の3次元計測技術による出来形管理技術

なお、表層については、面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、従来手法での出来形管理を行ってもよい。

⑤出来形確認及び検査

トータルステーション等を用いて、現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値との標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①～⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1－2 1－1 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。

1－3 受注者は、付帯構造物設置工にICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議を整った場合にICT活用工事を実施することができる。

1－4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1－5 施工に必要なICT舗装(路盤)工用のデータは受注者が作成するものとする。

1－6 ICT舗装工(路盤)に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、ICT付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1－8 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT舗装工(路盤)を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が定めた「ICT舗装工(路盤)に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT舗装工(路盤)に関する基準

施工	1	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）
	2	T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）
	3	T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）
	4	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）

検査	5	地上型レーザースキャナーを用いた監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	6	T S 等光波方式を用いた監督・検査要領（舗装工事編）
	7	T S（ノンプリズム方式）を用いた監督・検査要領（舗装工事編）
	8	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた監督・検査要領（舗装工事編）

第3 納品について

国土交通省が定めた「ICT舗装工(路盤)に関する基準」において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「OTHRS」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

第5 現場見学会の実施について

ICT活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。